

## 岩倉市認知症地域支援推進ネットワーク会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域社会の実現を目的に、認知症の人とその家族（以下「認知症の人等」という。）を地域の中で組織的に支援するため、岩倉市認知症地域支援推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置、組織、運営等に関する事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 ネットワーク会議を置く。

### (所掌事項)

第3条 ネットワーク会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症の人等を地域で支援していくために関係機関の連携を図るための情報交換及びネットワークの構築に関すること。
- (2) 認知症の人等への支援を地域全体に広げるための広報及び普及活動に関すること。
- (3) 認知症初期集中支援チームの活動状況についての報告を受け、実施状況の把握に関すること。
- (4) その他認知症の人等の支援に必要な事項

### (組織)

第4条 ネットワーク会議は、委員15人以内を持って組織し別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 ネットワーク会議に会長及び副会長を1名置き、互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ネットワーク会議の開催)

第7条 ネットワーク会議は、会長が招集し、ネットワーク会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、ネットワーク会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 委員は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

構	成
	岩倉市医師会代表
	尾北歯科医師会岩倉地区会代表
	尾北薬剤師会岩倉支部代表
	江南保健所代表
	江南警察署代表
	民生委員児童委員協議会代表
	認知症家族関係者代表
	高齢者団体代表
	権利擁護関係機関代表
	介護施設関係又は団体代表
	認知症関係団体代表
	介護支援専門員代表
	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの